

札幌市助成案(5.18)(札幌市資料より)

区分	現行 → 見直し後	備考
対象の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 通院 4歳未満 ⇒ 就学前 入院 6歳未満 ⇒ 就学前 ・母子家庭 母親の入院及び20歳未満の児童の入院 ⇒ 父子家庭も対象に 	<p>現行の通院は道基準に1歳上乘せ</p>
<p>自己負担の変更</p> <p>(乳幼児・重度・母子の3事業に共通)</p>	<p>【通院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4歳未満及び住民税非課税世帯 現行どおり ・4歳以上の住民税課税世帯 1割負担 <p>初診時一部負担金 ⇒ 【入院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医科 580円 ⇒ 就学前及び住民税非課税世帯 現行どおり ・歯科 510円 ⇒ 就学後の住民税課税世帯 1割負担 <p>・但し、下記の月額上限を設定 通院: 1医療機関毎に3,000円 (院内処方6,000円) 入院: 40,200円</p> <p>* 通院の1医療機関毎の上限額設定の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額制となるため、3,000円を超えた分は支払う必要がない。 ・償還申請の手間(手続)がかからなくなる。 (北海道方式では、受診のつど1割負担し、合算額が12,000円を超えた場合に、償還申請を行って払い戻しを受けることになる) 	<p>道基準は3歳未満まで現行どおり</p> <p>札幌方式でも道基準の通院の上限額が12,000円のため、これを超えた場合は償還払いになる</p>
老人医療の廃止(道老)	<p>65歳～69歳の一人暮らしの老人等 毎年1歳ずつ段階的に引き上げて廃止 所得制限あり ⇒ (平成20年3月廃止) (老齢福祉年金受給資格)</p>	<p>市老(68・69歳)の廃止等は今後検討</p>
実施時期	平成16年10月(老人は8月)実施	